三豊市監査委員告示第 1 号

平成 28 年度定例監査結果報告書(第1回)に基づき、措置を講じた旨の通知が三 豊市長からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表す る。

平成 29 年 2 月 24 日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 宝城 明

三総総第552号 平成29年2月20日

- 三豊市監査委員 糸川 昇 様
- 三豊市監査委員 宝城 明 様

三豊市長 横山 忠始

監査の結果に関する報告に基づく措置について(通知)

平成28年度定例監査結果報告書(第1回)に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律67号)第199条第12項の規定により通知いたします。

監査対象機関	監査の結果	Uluma - Luda
(課名等)	(改善・検討事項)	措置の内容
管財課・支所	・公用車の使用について	公用車運転日誌については、平成28年
	公用車は市の重要な物品であり、購入や維持	12月19日付け管財課長からの「運転日誌
	管理に多額な経費を伴うことから、適切な管	について」の通知に基づき、旧様式を破
	理、運行を行う必要がある。また、公用車の事	棄し、新様式に変更したところです。今
	故は、市に財産的損害を発生させ、運転者の生	後はより一層、適正な公用車の運行管理
	命・身体の安全にもかかわるものであり、市が	に努めます。
	加害者となる事故は市民の信頼を損なうこと	
	も考えられる。	
	各支所の公用車運転日誌を確認したところ、	
	概ね適正な使用及び管理がなされていたが、中	
	には運転日誌の記入・押印漏れ、車両の凹みチ	
	ェックや裏面の無い旧様式の使用が認められ	
	た。	
	運転日誌の記入等、当然の行為がなされない	
	心のゆるみは、不注意による事故を発生させる	
	要因である。貸与している公用車を含め、運行	
	管理について今一度検討し、適切に執行するこ	
	٤.	
支所	・公共施設の利用申請に伴う事務の適正化につ	(詫間支所)
	いて	利用申請について遡り点検し、決裁印が
	効率的で効果的な行政サービスの提供と新	
	しい"街"づくりを進めるためにも、公共施設	印決裁の漏れが無いよう、受付印と決裁
	の有効活用は重要である。当該施設の利用申請	
	は、条例、同施行規則及び三豊市会計規則等に	(財田支所)
	基づき事務処理することとなるが、利用申請書	未発行の利用許可書については、利用
	の様式の相違(旧様式の使用等)、利用許可証の 未発行、決裁印の漏れ、利用日時の変更に伴う	団体に対して遡り発行しました。今後は中誌内容等も確認したよで許可書も発行
	本発行、伏数中の個化、利用自時の変更に任う 当初の使用料と変更時の使用料の相殺など不	申請内容等を確認した上で許可書を発行 し、条例、規則等に基づき適切な事務処
	当初の使用杯と変更時の使用杯の相板など不 適切と思われる事務処理がなされていた。	世を実施します。
	過切とぶりれる事務処理がなるれてv://。 条例、規則等に基づき適切な事務処理を実施	(仁尾支所)
	未内、規則等に基づる週別な事務処理を失施 すること。	(ロルスカイ) 年間利用の定期団体の旧様式は廃棄
	/ V = C 0	し、最新の利用申請書を送付しました。
		今後、利用日時に変更があった場合には、
		当該施設の管理条例及び規則に基づき適
		切な事務処理を実施します。
		グラザルへ生に大胆しみり。

監査対象機関	監査の結果	措置の内容
(課名等)	(改善・検討事項)	
総務課・人事	・職員の労務管理について	(人事課)
課	三豊市の"街"づくりの事務事業を担う市役	労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項、労
	所の原点である「職員」の管理においてストレ	働安全衛生規則第52条の2第1項及び同
	スチェックを実施するなど労務管理にも注力	規則第52条の3第1項の規定により、事
	し、法令を遵守されているところではあるが、	業者は、時間外勤務が1月当たり100時
	今夏の参議院議員通常選挙事務において、厚生	間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる
	労働省における「過労死ライン」である月 100	者に対して、本人の申し出により医師に
	時間をオーバーする時間外勤務が実施されて	よる面接指導を行わなければならないこ
	いるにもかかわらず、労働安全衛生法第 66 条	ととなっています。監査委員ご指摘のと
	の8に定められている医師による面接指導が	おり、先の参議院議員通常選挙事務にお
	実施されていない状況が見られた。	いて、長時間勤務者に対して医師による
	法令に基づく措置を実施すること。	面接指導に繋げて行くことができなかっ
		たことにつきましては、大変反省をして
		いるところであります。長時間勤務は、
		健康障害、ひいては公務災害発生のリス
		クを伴います。職員の公務災害発生リス
		クを下げるために、事業者には、業務に
		よる過度の疲労や心理的負荷によって心
		身の健康を損なうことのないよう、注意
		することが求められています。
		今後は、法令を遵守し、労務管理に、
		より一層の注意を払うとともに、産業医
		と連携を密に取りながら、仮に時間外勤
		務が1月当たり80時間を超える場合があ
		れば、保健師の面談を経て、医師による
		面接指導に繋げて行きます。
		(総務課)
		選挙事務は短期間に膨大な事務を正確
		に処理することが求められ、また事務処
		理にも専門的な知識を要するため特定の
		担当職員に業務量が偏る傾向にあるが、
		今後は準備できるものについては早期か
		ら準備を行うとともに、課員が協力する
		ことにより課員全員で業務量を分配する
		よう努めてまいります。また、時間外命
		令を行う場合は、常に累積時間数や職員

の健康状態についても注意を怠らず管理

を行うよう努めます。

施設管理課

・指定管理に伴う行政指導の実施について

指定管理者制度の目的とは、「公共サービスの質の向上とコスト削減」にあるが、弥谷山ふれあいの森公園の指定管理において、植栽の枯死やからくり時計の未修繕など「施設の利用者が安全で快適に利用できる良質な環境を提供すること」という維持管理業務の基準にそぐわない状態が見受けられた。

基本協定書及び管理運営業務仕様書において 定められている内容を再確認するとともに、指 定管理者に対する適切な行政指導を実施する こと。

当課では、指定管理者に対し各種条例、 規則等に従い、適切かつ確実なサービス の提供が確保されているかを確認する手 段としてモニタリングを実施しています が、左記の指摘事項については、その後 のモニタリング実施時に指定管理者に対 して、改善するように指導し、また、併 せて業務仕様書の再確認を行うとともに 適正な管理運営の履行を指導したところ です。

今後も、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているか監視し必要に応じて改善指導に努めます。

生涯学習課

・指定管理における適切な財産管理について

先にも述べたが、指定管理者制度には「コスト削減」も含まれ、基本協定においても、財産の管理が謳われているところであるが、「三豊市緑ヶ丘総合運動公園」の指定管理において、基本協定第12条の備品購入についての費用負担で指定管理者負担の備品を市で購入している状態が見られた。

指定管理に関する協定書の内容を十分に把握し、適正な支出を行うこと。

今回のケースは、基本協定書第12条 (財産の管理)第3号及び第4号の備品 購入の取扱いの解釈の誤りにより生じた ものであるが、会計課及び指定管理者と 協議の上、購入代金分について指定管理 者へ請求し、雑入で入金することとしま した。また、入金確認後に入金日にて市 の備品登録から抹消することにより指定 管理者の所有とすることとしました。

以後、適正な処理に努めます。